

やむを得ない理由により失効後3年以内の場合でその理由が止んだ日から1か月以内の方

対 象 者	<p>◎ やむを得ない理由のため更新できなかった方で、有効期限が切れてから3年以内で、その理由が止んだ日から1か月以内の方 (やむを得ない理由は、失効前又は失効後6か月以内の期間に発生し、継続している必要があります。また、その理由が止んだ日(帰国、退院等)から1か月以内に、その理由を証明する書類を添付して申請する必要があります。) ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</p>
試 験 内 容	<p>◎ 学科試験及び技能試験が免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると、運転免許証が交付されます。</p>
受 付 時 間	<p>月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午前9時30分(午後の受付は、ありません。)</p>
場 所	<p>秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 1枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 本籍(国籍)の記載された住民票 ○ やむを得ない理由を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ パスポート(入出国の記録があるもの) ・ 診断書、入院証明書又は在所証明書など(理由及び期間の明記されたもの) ○ 失効した運転免許証 ○ 70歳以上の方は高齢者講習終了証明書
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍(国籍)の記載されたものを準備してください。 (「本籍省略」のものは、申請を受理できません。) ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係(018-862-7570)へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍(国籍)の記載された住民票のほかに本人確認のための書類(健康保険証等)の提示が必要となります。 ○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。
参 考 事 項	<p>◎ やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続していた方は、その理由を証明する書類を添付して申請することで、失効した運転免許証の経歴が継続されます。(その理由が止んだ日から1か月以内の申請に限ります。)</p> <p>なお、講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効(優良講習の方はゴールド)」の免許証が交付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 海外に滞在していた方で、外国の運転免許証を持ち、その国での運転期間が通算して1年以上ある場合は、その運転免許証と滞在期間が確認できる書類(パスポート等)をお持ちください。(初心運転者標識免除及び二輪の二人乗り禁止の解除等の確認に必要となります。) ◎ 身体に障がいがある方は、事前に運転免許センター試験係(018-862-7570)へご相談ください。(審査を実施し、状態に応じて「AT車限定等」の条件が付与される場合があります。) ◎ 一定の病気等を理由として運転免許証を失効した方は、事前に運転免許センター行政処分係(018-824-0660)へご相談ください。(秋田県公安委員会指定の診断書の提出が必要な場合があります。)

申請手数料	全免種	1,900円 (申請免種毎に必要です。)
講習手数料	優良講習	500円
	一般講習	800円
	違反、初回講習	1,350円
交付手数料		2,050円
併記手数料	1免種につき	200円ずつ加算

※ 有効期間が経過して3年を超えた方に対する特例

平成13年6月19日以前にやむを得ない理由が発生し、失効手続きができないまま3年を超え、その理由がやんだ日から1か月以内の方は、技能試験のみが免除されます。

(学科試験及び適性試験を受験する必要があります。)

ただし、やむを得ない理由は、失効前又は失効後6か月以内の期間に発生し、継続していたことが必要です。

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで